

2025年7月23日
野村信託銀行株式会社

特殊詐欺等の被害拡大防止のため全国の警察と銀行口座の情報連携を開始 ～警察庁と「情報連携協定書」を締結～

野村信託銀行株式会社(代表取締役社長:岡田伸一、以下「野村信託銀行」)は、急増する特殊詐欺等の被害拡大防止や口座不正利用防止を目的として、都道府県警察本部(以下「警察」)との情報連携を強化するべく、警察庁と「情報連携協定書」(以下「本協定書」)を締結しました。

【背景】

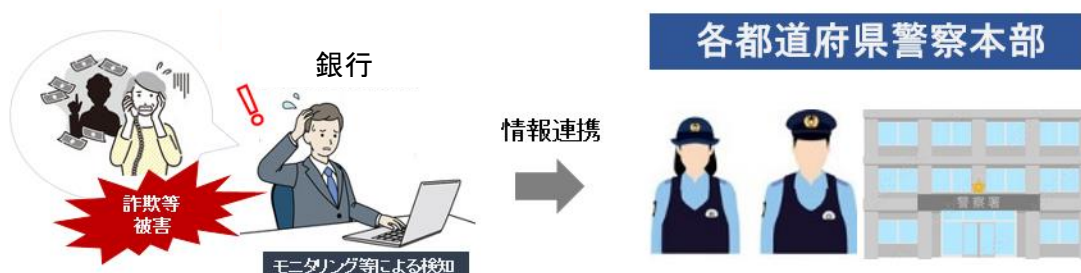
近年、他人名義の口座を不正に取得・利用した特殊詐欺等が急増しており、その被害金の送金先として、銀行口座が不正に利用される事件が増加し、深刻な社会問題となっています。

野村信託銀行では、お客様の大切なご資産の保護および特殊詐欺等の金融犯罪を撲滅していくことが重要と考えており、モニタリング等で特殊詐欺等の被害に遭っている可能性が高いと判断された取引がある場合には、緊急性に応じて取引を一時的に停止するとともに、代理店、野村證券または野村信託銀行よりお客様へ電話または書面による照会を行う等の対応を強化しています。

こうした対応に加え、警察庁および金融庁からの2024年8月23日付要請「[法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について](#)」を受け、銀行から警察への情報提供・連携を強化することで特殊詐欺や口座不正利用の防止を一層強化するべく、今般、警察庁と本協定書を締結しました。

【野村信託銀行から警察への情報連携の仕組み】

野村信託銀行で実施しているモニタリング等による検知を通じて、特殊詐欺等の被害に遭っている可能性が高いと判断したお客様の銀行口座の情報について、警察に迅速に提供していきます※。警察は、提供された情報をもとに、特殊詐欺等の被害に遭われている可能性の高いお客様に接触・被害確認を試みることで、被害拡大防止を図ります。



野村信託銀行は、今後も警察との連携を深め、お客様に銀行口座を安心してご利用いただけるよう、特殊詐欺等の被害拡大防止策に努めていきます。

※「個人情報保護法」第二十七条第一項第四号にもとづき、お客様の個人情報を警察に連携させていただきます。

以 上